

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途の状況

地方消費税交付金（社会保障財源化分）決算額 704,017千円

単位：千円

充当対象事業	事業費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	充当額	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,594,990	937,791	0	55,444	70,513	531,242
	高齢者福祉事業	171,221	3,796	0	16,050	17,738	133,637
	児童福祉事業	3,780,771	1,412,706	0	412,803	229,116	1,726,146
	母子福祉事業	49,283	22,253	0	4,606	2,628	19,796
	生活保護扶助事業	1,080,659	750,160	0	10,601	37,485	282,413
	その他	99,001	539	0	2,367	11,260	84,835
	小計	6,775,925	3,127,245	0	501,871	368,740	2,778,069
社会保険	国民健康保険事業	683,000	291,820	0	0	45,838	345,342
	介護保険事業	791,783	0	0	0	92,781	699,002
	後期高齢者医療事業	965,841	145,070	0	0	96,177	724,594
	小計	2,440,624	436,890	0	0	234,796	1,768,938
保健衛生	高齢者医療事業	206,308	78,742	0	31,798	11,222	84,546
	疾病予防事業	238,745	3,704	0	13,893	25,914	195,234
	健康増進事業	394,807	13,741	0	17,952	42,549	320,565
	母子保健事業	84,627	4,163	0	2,008	9,194	69,262
	診療所運営事業	188,206	852	0	88,340	11,602	87,412
	小計	1,112,693	101,202	0	153,991	100,481	757,019
合計	10,329,242	3,665,337	0	655,862	704,017	5,304,026	

※ 平成26年4月に消費税率が引き上げられたことによる増収分については、地方税法第72条の116により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする。」とされており、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分し、充当しています。